

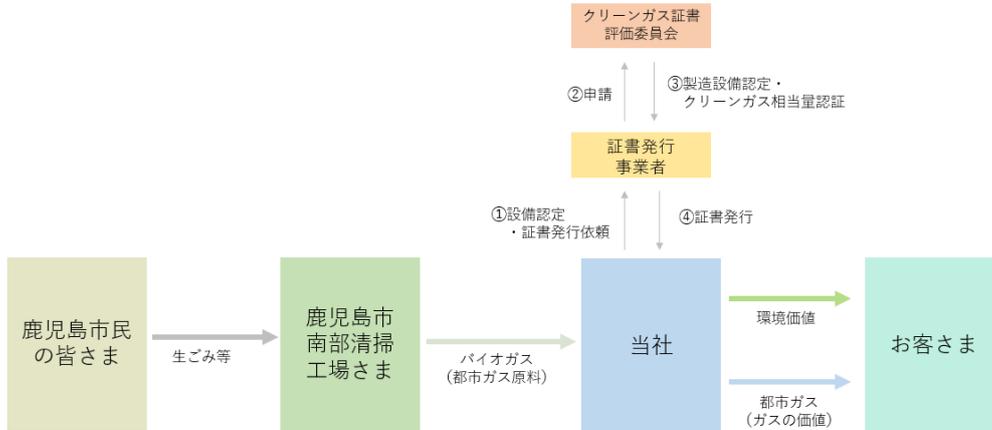
クリーンガス証書制度における 製造設備認定の取得について

日本ガス株式会社(本社 鹿児島市中央町 8 番地 2 代表取締役社長 津曲貞利)は、都市ガス原料として受け入れている鹿児島市南部清掃工場(鹿児島市谷山港三丁目 3 番地 3)の精製バイオガスについて、クリーンガス証書制度における製造設備認定を取得いたしました。今年 4 月より開始された本制度において、設備認定を取得するのは当社が初となります。

当社は脱炭素・循環型社会の実現に向け、今後も鹿児島市さまや地域の皆さまとともに、環境課題の解決・ゼロカーボンに資する取り組みを推進してまいります。

1. クリーンガス証書制度について

クリーンガスとは、燃焼しても大気中のCO₂が増えないとみなすことができる「環境価値」を有するガスのことで、「e-methane」や「バイオガス」を対象としています。認定された製造設備で作られたクリーンガスは、「クリーンガス証書評価委員会」によって認証され、証書が発行されます。この証書により、クリーンガスの環境価値をエネルギー価値から分離し、移転することができます。



2. クリーンガス製造設備認定の取得について

クリーンガス製造事業者	日本ガス株式会社
製造ガス容量	196.8Nm ³ /h
認定日	2024年5月9日

3. 本件に関するお問合せ

日本ガス株式会社

[管轄部署]総合企画グループ 総合企画チーム

下平 ☎ 099-250-5124(平日9時~17時) / ✉ s-kikaku@nihongas.co.jp

以上